



2023年5月10日

各位

会社名: 富士石油株式会社
代表者名: 取締役社長 山本 重人
(コード番号: 5017 東証プライム市場)
問合せ先: 総務部 IR・広報グループ 鈴木 龍司
TEL: (03)5462-7803
URL: <https://www.foc.co.jp/>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年5月10日開催の取締役会において、2023年6月28日開催予定の第21回定時株主総会に定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 取締役の任期の変更

取締役の経営責任をより一層明確にし、株主の皆様からの信任の機会を増やすため、さらには経営環境の変化に即応できる最適な経営体制を機動的に確立するため、現行定款第18条(取締役の任期)第1項に定める取締役の任期を現行の2年から1年に短縮するものであります。

(2) 剰余金の配当等の取締役会への授権

資本政策および配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、定款変更案のとおり第42条(剰余金の配当等の決定機関)及び第43条(剰余金の配当の基準日)を新設し、併せて内容が重複する現行定款第6条(自己の株式の取得)、第43条(剰余金の配当)及び第44条(中間配当)を削除するほか、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための本総会開催予定日	2023年6月28日(水)
定款変更の効力発生日	2023年6月28日(水)

以上

現行定款	変更案
<p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p><u>第6条</u> 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第7条～第17条 < 条文省略 ></p> <p><u>(取締役の任期)</u></p> <p>第18条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第19条～第42条 < 条文省略 ></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p><u>(剰余金の配当)</u></p> <p>第43条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>剰余金の配当を行うことができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p>第6条～第16条 < 現行どおり ></p> <p><u>(取締役の任期)</u></p> <p>第17条 取締役の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第18条～第41条 < 現行どおり ></p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第42条 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p>第43条 当社の<u>期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>2 当社の<u>中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>3 前2項のほか、<u>基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p>

現行定款	変更案
<p><u>(中間配当)</u> <u>第44条 当社は、取締役会の決議によつて、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>第45条 < 条文省略 ></p>	<p>< 削除 ></p> <p>第44条 < 現行どおり ></p>

以上